

大阪市職員共済組合非常勤嘱託職員（保健医療係）雇用条件

- 1 業務内容
 - ① 短期給付事業に関する事務（窓口及び電話による応対含む）
 - ② パソコン機器操作（主にデータ入力、文書作成等）
 - ③ 郵便物及び庁内逕送便の仕分け作業
 - ④ その他、業務として必要と認められるもの

※①②の主な内容は、給付金支給業務、扶養認定業務、第三者行為に関する求償業務、柔道整復・鍼灸施術の療養費支給に関する業務、任意継続関連業務 等
- 2 雇用期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

※ 勤務成績等に応じて、最大 2 回まで更新する場合があります。（最長で令和 8 年 3 月 31 日まで）

ただし、満 65 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日以後は更新しません。

※ 「職員の定年に関する条例(昭和 59 年大阪市条例第 3 号)」に基づき退職した方は、満 65 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日まで更新することができます。

※ 勤務成績が特に優秀であると認められ、かつ健康状態が良好である方は、1 年ごとの更新により、満 70 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日まで更新する場合があります。
- 3 勤務形態

勤務日数：週 4 日（月～金曜日）（週 30 時間）

勤務時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分まで

休憩時間：45 分

休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

月曜日から金曜日のうち指定する 1 日
- 4 勤務場所

大阪市職員共済組合

大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市役所庁舎 4 階総務局事務室内
- 5 報酬等

（雇用 1 年目：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

報酬（月額）：138,504 円～186,760 円

期末手当（12 月に支給）：129,847 円～175,087 円

年収見込：960,871 円～1,295,647 円

(雇用 2 年目以降：令和 6 年 4 月 1 日～)

報酬（月額）：138,504 円～186,760 円

期末手当（6 月・12 月に支給、合計額）：346,260 円～466,900 円

年収見込：2,008,308 円～2,708,020 円

※ 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定します。

※ 期末手当は、1 年目は 12 月のみ支給・0.9375 月分ですが、雇用契約が更新された場合、2 年目以降は 6 月・12 月に支給・合計 2.5 月分となります。

※ 上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

- | | | |
|---|------|--|
| 6 | 交通費 | 支給あり（1 か月あたり 55,000 円上限） |
| 7 | 社会保険 | 地方公務員等共済組合法、雇用保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法の定めによる |
| 8 | 休暇等 | <p>(年次有給休暇)</p> <p>付与日数：10 日</p> <p>付与期間：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日</p> <p>(特別休暇)</p> <p>【有給】</p> <p>忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合 等</p> <p>(雇用 2 年目以降は夏季休暇)</p> <p>【無給】</p> <p>生理休暇、妊娠障害休暇、育児参加休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、ドナー休暇</p> |
| 9 | 健康診断 | 雇用 2 年目以降は年 1 回以上期日を指定して健康診断を行います。 |